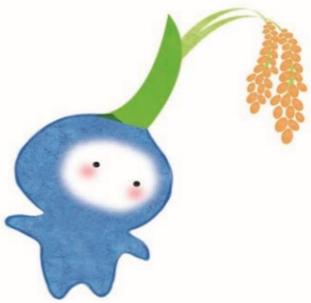


# 平成30年度安曇野市農業関係助成一覧



- 1新たに就農する(集落支援担当)
- 2農地を管理する(集落支援担当)
- 3機械等を整備する(集落支援担当・生産振興担当)
- 4作付を支援する(生産振興担当)
- 5ブランド振興をする(マーケティング担当)
- 6その他(集落支援担当・生産振興担当  
・マーケティング担当)



安曇野市 農林部 農政課



## 【お問い合わせ】

農業政策係(農政課総合窓口)	電話 0263-71-2427
生産振興担当	電話 0263-71-2428
集落支援担当	電話 0263-71-2429
マーケティング担当	電話 0263-71-2430

※助成金額は、目安です。予算や申請者数により変動がありますので、ご了承ください。  
※安曇野市農業再生協議会(再生協)の助成については、4月下旬開催の総会で決定になります。

# 1新たに就農する

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
新規就農	就農日から5年以内の親元就農者への機械等購入支援	補助率 3/10以内 限度額100万円	親元就農機械等整備支援事業	市
	賃貸住宅居住者で市内就農後5年以内または3年以内に市内へ就農する研修者へ住宅費を支援	1万円/月 最長3年間	住宅費補助事業 (新規就農者支援事業)	
	独立・自営就農者への給付金による営農支援	150万円/年 最長5年間 (所得制限あり)	農業次世代人材投資資金(経営開始型)(旧青年就農給付金)	国
	独立・自営就農者への給付金による営農支援	4万円/月 最長3年間 (JA出荷による加算あり)	新規就農者生活支援金	再生協
新規就農(研修)	新たに市内で就農を考えている方に研修費を助成	受講費用相当額 (県農業大学校が実施する指定講座)	住宅費補助事業 (新規就農者支援事業)	市
	新規就農里親研修生で1年以内に県内に就農が見込める者を支援	4万円/月 1年間	先進的経営体等における研修費助成 長野県担い手育成基金	県
	独立・自営就農者前の研修期間中への給付金での支援	150万円/年 最長2年間	農業次世代人材投資資金(準備型)(旧青年就農給付金)	国
親元就農	認定農業者の子・孫、その配偶者への給付金による営農支援	20万円/年 最長5年間	親元就農促進事業 (親元就農支援金)	市

## 2農地を管理する

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
農地集積	認定農業者や集落営農等の農地利用の集積、集約に対して助成金を交付	農地中間管理機構を活用した貸借への助成金(プラン地区毎の新規集積面積に応じて単価が変動し、基準単価以下の場合があります) (1)地域集積協力金 ①2割超～5割以下:10千円/10a ②5割超～8割以下:14千円/10a ③8割超～:18千円/10a (2)経営転換協力金 ①0.1ha以下:10千円/10a ②0.1ha超:25千円/10a (3)耕作者集積協力金 5千円/10a	農地中間管理事業	国
荒廃農地	荒廃農地を引き受けて作物生産を再開するための費用を支援	3年以内に30aの解消をする農業者へ交付 20万円×5年間 (所得制限あり)	荒廃農地解消就農者支援金	市
	荒廃農地を引き受けて作物生産を再開するための費用を支援	再生作業、土壌改良、営農定着等への費用で総事業費200万円未満  補助率 ①定額(再生利用活動5万円/10a) ②1/2(重機による再生作業等)	荒廃農地利活用交付金	国
	荒廃農地を引き受けて作物生産を再開するための費用を支援	国の荒廃農地利活用交付金を活用した農業者に 廃棄物の運搬処分費、苗代を支援 ①1/2(処分費等) ②1/3(苗代)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金補完支援金事業	再生協
	荒廃農地を引き受けて作物生産を再開するための費用を支援	農業者の組織が、40a以上の荒廃農地解消に取り組む事業に要する経費を支援  1団体定額20万円	荒廃農地再生支援事業	
鳥獣害	農作物を鳥獣害から守るため防護柵の設置や機器の購入費助成	①侵入防止柵(電気柵、金網柵及びネット柵) 1/2以内 上限10万円 ②侵入防止装置(電子防鳥機、大型回転体防鳥機、音波鳥獣駆逐装置) 1/3以内 上限8万円	野生鳥獣被害防止対策補助	市
	広域防護柵が風雪害の倒木に破損した場合の倒木の撤去費用を助成	幹30cm以上の倒木撤去費用 補助率 1/2 (および資材支給)	野生鳥獣被害防止対策補助	
	農作物被害防止のため、集落で実施するニホンザルのモンキードッグ追い払い事業を支援	モンキードッグ維持管理費 1頭 3千円/月	モンキードッグ維持管理費補助金事業	

## 2農地を管理する

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
鳥獣害	農作物を獣害から守るため地域で設置する広域防護柵の設置資材を支給	資材支給	鳥獣被害防止総合対策交付金	市・国
	農作物を獣害から守るため地域で設置する広域防護柵の維持管理を支援	鳥獣被害防止総合対策交付金事業で実施した防護柵に維持管理費を支給 20円/m	広域防護柵維持管理支援事業	再生協
	農作物被害防止のため、集落で実施するニホンザルのモンキードッグ追い払い事業を支援	実施集落支援 5万円/年	農業再生協議会農業振興事業補助金(モンキードッグ実施集落助成)	
	西山山麓での農作物を鳥獣害から守るため、追い払いに使用するエアガンの購入費を助成	補助率 1/3 限度額 1万円	農業再生協議会農業振興事業補助金(エアガン購入助成)	
中山間	中山間地域の耕作条件不利地への支援	協定集落への交付金 10.5千円/10a	中山間地域農業直接支払事業	市
	中山間地域の耕作条件不利地への支援	協定集落への交付金 傾斜、地目、取組内容による単価 28千円/10a～210千円/10a	中山間地域等直接支払事業	市・県・国

### 3機械等を整備する

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
機械整備	集落営農組織が規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成	補助率 3/10 (国庫補助有の場合 1/10) 限度額 300万円	集落営農組織機械等整備補助金 交付事業	市
	認定農業者の子・孫が、規模拡大、加工販売等に必要な機械・設備の導入費を助成	補助率 3/10 限度額 100万円	親元就農促進事業 (親元就農機械等整備事業)	
	大規模な農業用施設を取得した農業者に対し、固定資産税相当額を助成	評価額1千万円以上の 固定資産税相当額 3年間の限度額3千万円	農林業振興等助成事業 (農業用施設取得補助金)	
	玉ねぎの機械化による生産拡大のために、導入する玉ねぎ専用機械の購入費を助成	補助率 1/3以内	玉ねぎ機械化体系支援事業	
	畜産業を営む者が実施する糞尿処理施設の整備及び機械の購入に要する経費を助成	補助率 1/3以内 限度額 施設整備:300万円、機械購入50万円	畜産経営安定化事業	
	畜産環境整備機構が実施する畜産環境整備リース事業により借り受けた設備及び機械に対し、機構に支払う附加貸付料及び保証保険料を支援	附加貸付料及び保証保険料の年額	畜産環境整備リース事業	
	革新的技術(普及に移した農業技術等)の現地への普及やマーケットニーズに対応した産地の育成等に必要な機械・施設の導入等を支援	補助率 1/2以内 他 限度額:250万円	信州農業生産力強化対策事業	県
規模拡大等に必要な機械・設備の導入費を助成	人農地プランに位置付けられた地域の中心的経営体へ支援 補助率 3/10 上限 300万円	経営体育成支援事業	国	

### 3機械等を整備する

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
機械整備	畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携、結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための施設等の整備を支援	補助率 1/2以内 他	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (畜産クラスター事業)	国
	経営基盤の強化を図る農家の施設、機械及び生産資材の導入費を支援	補助率 1/2以内 他	産地パワーアップ事業	
	農畜産物の高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援	補助率 1/2以内	強い農業づくり交付金	

## 4作付を支援する

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
玉ねぎ振興	玉ねぎの機械化体系による生産拡大のために、機械植え用玉ねぎ苗の購入費を助成	補助率 1/3	玉ねぎ機械化体系支援事業	市
稲作振興	水稻の病害虫防除対策を行い、高品質米の生産につなげるため苗箱施薬材の購入費の助成	600円/kg (見直し予定)	苗箱施薬材購入補助事業	
果樹振興	果樹を新たに植付し生産拡大を図るために、果樹棚、苗木の購入費及び、未収益期間の管理経費を助成	果樹棚設置、苗木購入費 補助率 1/3 未収益期間支援補助 50千円/10a:4年間	果樹新植支援事業	
	りんご新わい化用M9台木購入費の助成	補助率 1/3 上限 200円/本	果樹生産農家支援事業	
	果樹共済掛金の助成	補助率 1/3	果樹共済掛金補助事業	
環境にやさしい農業振興	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への支援	8千円/10a 上限	環境保全型農業直接支払交付金事業	

4作付を支援する(案)

単位：円/10a

平成30年度		経営所得安定対策等交付金 (国)				安曇野市農業振興作物等推進助成補助金 (市)			
	畑作物の 直接支払交付金 (ゲタ対策)	水田活用の直接支払交付金				水田・畑地共通			
対象農地	水田・畑地共通	水田のみ				水田・畑地共通			
交付要件	認定農業者・集落営農・認定新規就農者	販売目的で生産(耕作)する 販売農家・集落営農							
交付対象	数量払*1 + 営農継続支払	基本	県協議会 による交付	産地交付金	基本	産地化 加算	団地化 加算	ブランド 加算	
				地域協議会 による交付*4					
小麦	6,890/60kg	35,000		2,400~3,000	4,000*3	2,500*3			
大麦 (六条大麦)	5,690/50kg	35,000		2,400~3,000	4,000*3	2,500*3			
大豆 (黒大豆除く)	9,040/60kg	35,000		2,400~3,000	4,000*3	2,500*3			
そば	16,840/45kg		20,000	4,000~5,000	4,000*3	2,500*3			
なたね	9,920/60kg		20,000						
加工用米		20,000		12,000~15,000					
飼料作物		35,000							
米粉用米		収量に応じ 55,000 ~105,000	*2	20,000~25,000	2,000*3	2,000*3			
飼料用米		80,000		20,000~25,000					
WCS用稲				12,000~15,000					
二毛作助成									
市 重点 作物	玉ねぎ・ジュース用トマト			28,000~35,000	15,000	20a以上 3,000 30a以上 6,000 50a以上 9,000		60/kg	
	黒大豆	35,000		12,000~15,000					
	白ねぎ			28,000~35,000					
その他 作物	アスパラガス・スイートコーン			24,000~30,000					
	一般作物			16,000~20,000					
	景観作物・地力増進			8,000~10,000					

\* 交付単価は全て交付予定額です。特に地域協議会による交付金は国の予算配分や該当作物の作付面積等により変動します。

\*1 単位当たり収量と品質により交付単価が異なります。 \*2 多収性専用品種への取組があれば12,000円加算になります。

\*3 担い手農家、集落営農が交付対象。 \*4 対象作物ごとに具体的な要件が定められています。

## 5ブランド振興をする

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
農産物ブランド振興	農産物等ブランド振興への補助支援	地域団体商標等の出願及び登録に要する経費(消耗品費、通信運搬費、委託料)、補助対象経費の3分の1以内(補助限度額10万円)	農産物等ブランド振興	市

## 6その他

内容区分	事業内容	補助概要	補助事業名	補助区分
畜産振興	畜舎の防虫・防疫のために購入する消毒資材及び畜産による悪臭低減(消臭、脱臭、発酵促進等)のために購入する資材に要する経費を助成	補助率 1/2以内 限度額 消毒資材:2万円、悪臭低減資材:8万円	畜産経営安定化事業	市
	牛アカバネ病の予防接種費を助成	1頭あたり500円	畜産経営安定化事業	
	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により長野県知事が公示したブルセラ病、結核病又はヨーネ病の定期検査手数料を助成	補助率 1/3以内	畜産経営安定化事業	
農家民宿	農家民宿開業に伴う受け入れ農家の補助支援	・簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可手数料:簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可手数料 ・簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可手数料:補助対象経費の100分の50以内。ただし、上限額40千円とする。	農家民宿事業補助金	
農産物ブランド振興	農業者が主食用米(酒米・もち米を含む)の食味及び外観を評価する品評会に出品するために要する経費及び化学肥料・化学合成農薬低減に関する認証等を取得する際に要する経費を助成	補助率 1/2 上限額 5千円	高付加価値農産物助成事業	
集落営農	集落営農組織の設立への支援	補助額 基本8万円+2千円×戸数	農業再生協議会農業振興事業補助金(集落営農組織設立助成)	再生協
	集落営農組織が取り組む農業振興への活動支援	補助額 経営面積(3万円~7万円) +取組内容による加算 ブロックローテーション加算 3千円/10a	農業再生協議会農業振興事業補助金(集落営農組織育成支援)	